

公益社団法人新潟県防犯協会役員等 の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県防犯協会（以下「本会」という。）定款第34条及び第39条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、会員、会長、副会長、顧問及び参与を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、専務理事の職にある者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額500万円以下とする。
- 3 役員等に対して、本会より特別な職務を委嘱した場合には、その対価として謝金等を支給することができる。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。ただし、常勤役員には、基準日現在における報酬月額に、別に定める本会職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準じた額を支給する。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の定例報酬月額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって

支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月20日 理事会・総会決議)